域 É お け る歴史的 風 致 \mathcal{O} 維持及び 向 上 に 関する法 1律案参 》 照条文

 \bigcirc 屋外広告物法 昭 「和二十四年法律第百八十九号)

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定する正文化財保護法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域三、森林法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百工文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区により指定された建造物の周囲で、当該都道府県がおき、銀行、銀行の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

もの

次に掲げる物件に広告物を表示

の規定により指定され

第四条 いあ

告物の 表示の方法等の基準

又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準ると認めるときは、条例で、広告物(第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その五条(前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があ

- 第七条 0 違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却そ七条(都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
- であるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。にとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第三条から第六条までに知しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。これを除却すべき旨及びその期限までに除きる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることがで 又はこれらを
- 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示さることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。同じ。)であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。以下この項においての用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。以下この項において同じ。)、広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告 紙、はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において「都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例(以下この項において「条例」という。)に違反した広告物又は掲出物件が、はり
- わらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。れ又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかか 管理されずに放置されていることが明らかなとき。

- 項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、 又は前項の規定による

- 5
- 保管する都道府県に帰属する。 た代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、第二項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件 当該広告物又は掲出物件を(第三項の規定により売却し

\bigcirc 地改良法 昭 和二十四年法律第百九十五号)

第九十四条の六 農林水産大臣は、土地改良財産(第九十四条第二号に掲げる土地を除く。)を都道府県又は土地改良区等に管理させることができ

2 られたところに準拠して管理が行なわれることとなるようにするものとする。託は、その国営土地改良事業に係る予定管理方法等に従い、その管理者として定められた者に対し、その管理方法に関する基本的事項として定め 国営土地改良事業によつて生じた土地改良財産たる土地改良施設(農林水産省令で定めるものに限る。)についての前項の規定による管理の委

2 前項の場合には、第九十四条の六第二項の規定を準用する。 第九十四条の十 都道府県は、都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設を土地改良区等に管理させることができる。(都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設の管理の委託)

0 築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)

(用途地域等)

第四十八条 |種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、||十八条|||第一種低層住居専用地域内においては、別表第二㎞項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政内 においては、この特定行政庁が第

- 2 住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、第二種低層住居専用地域内においては、別表第二份項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁 政庁 が第二 い限りで
- でない。高層住居専用は 域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この住居専用地域内においては、別表第二似項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一 限種
- 専
- 5 第 一 0
- 6 0
- の環境を害
- は、 の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないた。 第二種住居地域内においては、別表第二は頃に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種住居地域における住居の境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 ・第二種住居地域内においては、別表第二は頃に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が準住居地域における住居の境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 ・第一種住居地域内においては、別表第二は頃に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 ・第一種住居地域内においては、別表第二は頃に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の境を書するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 ・第一種住居地域内においては、別表第二は頃に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種中高層住居中めて許可した場合においては、この限りでない。 と用認品
- ただし、特定行政庁が商業の利便を害するおそれがな いと
- 10 危 険 0 度若
- では、このでは、この限りでない。 「可した場合においては、別表第二の項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が工業の利便上又は公益上心し、 では衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 「本工業地域内においては、別表第二の項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の10。 、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。 の限りでない。 要と認めて
- 13 \(\)
 15 、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。「業専用地域内においては、別表第二億項に掲げる建築物は、建築してはならない。 ただし、 特定行政庁が工業の利便を害するおそれがな

第五 住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値の一・五倍以下の床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある第一種でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりそ五十二条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(以下「容積率」という。)は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下 なければならない。居地域、第二種住居

種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物 十分の五、 十分の六、 十分の八、 十分の十、 十分の十五又は十分の二十

- 四十又は十分の近隣商業地は
 - 分の
 - 市 画
- 五 高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの(当該高層住五 高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの(当該高層住五 高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値までの範囲内で、当該高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた第二号に定める数値から、その一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値から、その一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもののほか、前面道路(前面道路が二以上あるときは、その幅員の最大のもの。以下この項及び第十二項において同じ。) 当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地対 前項に定めるもののほか、前面道路(前面道路が二以上あるときは、その幅員の最大のもの。以下この項及び第十二項において同じ。)の幅員が十六条第一項第二号へ及び別表第三の四の項において定めるが出した数値までの範囲内で、当該高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの(当該高層住面・100円に対している。第五では、100円に対している。第五では、100円に対している。第五では、100円に対している。第五では、100円に対している。第五では、100円に対している。第五では、100円に対している。第五では、100円に対している。第五では、100円に対している。第五では、100円に対している。第五では、100円に対している。第五では、100円に対している。100円に対しているのでは対しているのでは対しないる。100円に対しているのでは対しないるのでは対しるのでは対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しているのでは対しないるのでは対しているのでは対しないるのでは対しているのでは対しているのでは対しないるのでは対しているのでは対しているのでは対しないるのでは対しないのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのでは対しないるのではないるのでは対しないるのでは対しないるのではないるのではなりではないるのではな

- 十分の六) 十分の四(特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物によ物(前項第五号に掲げる建築物を除く。) 十分の四(特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物による 第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物 十分の四 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物 十分の四 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物 十分の四 域内ので は建
- うち特定行政庁が三 その他の建築物 うち特定行 十分の四又は十分の 八

○文化財保護法 (昭 和二十五年法律第二百十四号) 3 \ 15

ものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有」一)建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(これら第二条)この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。(文化財の定義)

兀 地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

六 五

周略の 環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの (以 下 「伝統的建造物群」という。)

2. 3 略

(指定)

一十七条 文部科学大臣は、 有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 第

第三十二条の二 略 (管理団体による管理

2 \ 4

5 章において「管理団体」という。)が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。 ・重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この節及び第十二

6

微である場合は、この限りでない。ない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければなら(現状変更等の制限)

2

3 現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し 必 要な指 示を

許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の

5 6

(保存のための調査)

第五 十四四 文化庁長官は、 必要があると認めるときは、 重要文化財の所有者、 管理責任者又は管理団体に対し、 重要文化財の現状又は管理

修

理

若しくは環境保全の状況に つき報告を求めることができる。

第 か 五 環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは五十五条 文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、

2 \ \ 4

登 有形文化 財の管理

第六十条 2

3

又は管理に属するものの管理を含む。)を行う団体(以下この節において「管理団体」という。)に指定することができる。登録有形文化財の保存のため必要な管理(当該登録有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該登録有形文化財の所有者の所有とが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該立化庁長官は、登録有形文化財について、所有者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であるこ

成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。2 文部科学大臣は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体第七十一条 文部科学大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる。(重要無形文化財の指定等) (無形文化財を保持する者が主たる構

3 5

第七十八条 文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、(重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定) 形民俗文化財に指定することができる。 無形の 民俗文化財のうち特に重要なも のを重 要

2 •

第八十条 八十条 重要有形民俗文化財の管理には、(重要有形民俗文化財の管理) 条から第三十四条までの 規定を準用する。

|要有形民俗文化財の保存のための調査及び所有者変更等に伴う権利義務の承継

|管理団体が指定され、若しくはその指定が解除された場合には、第五十六条の規定を準用する。||十六条||重要有形民俗文化財の保存のための調査には、第五十四条の規定を、重要有形民俗文化財の 所有者が変更し、 又は 重要有形民俗文化

九十条 略 (登録有形民俗文化財

第九十条

2

3 る場合」とあるのは「文部科学省令で定める場合」と読み替えるものとする。一項ただし書中「維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執く。)の規定を準用する。この場合において、第六十四条第一項及び第六十五条第一項中「三十日前」とあるのは「二十日前」と、第六十四条第一項の規定により登録された有形の民俗文化財(以下「登録有形民俗文化財」という。)については、第三章第二節(第五十七条の規定を除

第百十五条 、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。R百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第十二章において「管理団体」という。)は

第百九条 できる。 (指定) 文部科学大臣は、 記念物のうち重要なものを史跡、 名勝又は 天然記念物 (以 下 「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することが

2 6

2 \(\)

影響の軽微である場合は、この限りでない。ければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については第百二十五条(史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けな(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。 第一 項の規定による許可を受けた者には、 同条第四項の規定を準用す

4 第 一 項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 7

第百三十条 くは環境保全の状況につき報告を求めることができる。旦三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、(保存のための調査) 管理団体、 所有者又は管理責任者に対し、 史跡名勝天然記念物の現状又は管理 復旧

第百三十一条 文化庁長官は、 次の各号のいずれかに該当する場合において、 前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認す

る。 その現状又は管理、 ることができず、

特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

2 • 3

第百三十三条 項」と読み替えるものとする。

を、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。第百四十四条(文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区(重要伝統的建造物群保存地区の選定) X 0 区 域 の全部又は 部で我が国にとつてその価値が特に高 ŧ

白五十四の無の (の特例)

2 第 百 略五 条

項の聴聞 の期日における審理は、 公開により行わなければならな

第百五

- 2 らない。 容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該関係者に通告し、かつ、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければな「一文化庁長官は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、その期日の十日前までに、同項各号に掲げる措置を行おうとする理由、その措置の内管五十五条「略
- 3 第一項の意見の聴取においては、 できる。 当該関係者又はその代理人は、 自己又は本人のために意見を述べ、 又は釈明し、 かつ、 証 拠を提出すること
- 各号に掲げる措置をすることができる。 当該関係者又はその代理人が正当な理由がなくて第一項の意見の聴取に応じなかつたときは、文化庁長官は、 当該意見の聴取を行わな いで

第百七 十二条

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務) とすることができる。 は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこと

二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督 、第七十四条第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第百十八条、第百二十条、第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第百二十一条第二項(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)及び第百七十二条

三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。)、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。) (重大な現状変更

規定による公開の停止命令 の

協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による命令、同条第三項の規定によるの規定による事工項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による指示及び命を含む。)又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行を含む。)又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行を含む。)では第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行をおして、第五十四条(第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第百三十条(第百七十二条第五項で準用する場合の第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

)必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査の、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の 受理

2 0 ため

3

する。 る場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償・都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務であ

十五条第五項 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五 項又は第百二

第二項 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は調査の ため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第百三十一条

7 6

る第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令同条第九項 第 号に

2・3 略 第百九十条 都道府県及び市町村の教育委員会に、(地方文化財保護審議会) 条例の定めるところにより、 地方文化財保護審議会を置くことができる。

 \bigcirc 芾 公園法 (昭和三十一年法律七十九号)

第二条 この法律において「都市 施設を含むものとする。 公園」とは、 次に掲げる公園 図又は緑 地 で、 その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は 緑 林地に設: ける公園

園又は緑地 - 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画に - 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画に - 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するものを除く。) - 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地 - 都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。)で である公園又は

施設である公

に規定す

- この法律にお いて 「公園施設」とは、 市 公園 [の効用を全うするため当該 都市 公園に 設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

九八七六五四三 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるものがらんこ、すべり台、砂場その他の教養施設で政令で定めるものがらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるものがあれる。 すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるものがあれる。 すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるものがあれる。 「関路及び広場

3

大臣が行う。 第二条の三 都市公園の管理は、(都市公園の管理) 地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、 国の設置に係る都市公園にあつては国土交通

第五条 の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してそれ五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

2 • 3

- 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければ市公園の占用の許可)

第 、 が 七

変圧塔その他これらに類するもの

- 七六五四三二
- 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの 工 作

て

第三十四条

第二十七条第一項又は第二項(前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による処分又はこれらの規定による必第二十六条第二項又は第四項(前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による必要な措置の命令第十三条、第十四条第二項又は第二十八条第四項(前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による負担の決定第十条第二項(前条第四項において準用する場合を含む。)の規定による負担の決定

五四三 措置の命令 要な

つて決定しなければならない。 かかたときは、公園管理者である地方公共団体の長は、異議申立てを受理した日から三十日以内に文書をも六 第十二条第一項の規定に相当する条例の規定による許可を与え、又は与えないこと。

- 第二項の規定は、前項後段の規定による異議申立てがあつた場合について準用する。の管理者である公共団体の長に対して異議申立てをすることもできる。の管理者である公共団体の長に対して異議申立てをすることもできる。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、当該処分をした他の工作物定による許可を与え、若しくは与えない処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることで、第五条の二第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が公園管理者に代わつてした第一項各号に掲げる処分又は第十二条第一項の規

\bigcirc 車 場法 (昭 和三十二年法律第百六号)

内同商に号業 『号の第二種住居地域、同号の準住居地域又は同号の準工業地域にあつては、同項第二号の特別用途地区で政令で定めるものの区域内に限る。)『業地域』という。)、同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準工業地域(同号の第一種住居地域、「条」都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の商業地域(以下「商業地域」という。)、同号の近隣商業地域(以下「近隣(駐車場整備地区)

円滑な道 路交通を確保する必要があると認めら れる区域につ **\ って は、 都 市 計 画 に 駐 車場 |整備地区を定めることができる。

2

という。

4 5 前二項の規定は、駐車場整備計画の変更について準用する。び都道府県公安委員会に通知しなければならない。 市町村は、駐車場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これ、 略 これを公表するとともに、 第二項第四 号に掲げる事項について関係のある道路管理 者及

5

 \bigcirc 都 市 0 美観風致を維持するため の樹木の保存に関する法律 (昭和三十七年法律第百四十二号) 抄)

要があると認めるときは、政令で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林として指定することができる。第二条「市町村長は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域内において、美観風致を維持するため必(保存樹等の指定)

2 • 3

2 略 第五条 所有者は、保存樹の所有者の保存義務等) 保存樹又は保存樹林について、 枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

(所有者の変更等の場合 \mathcal{O} 届出

第六条

2 保存樹又は保存樹林が滅失し、条略 又は枯死したときは、 所有者は、 遅滞なく、 その旨を市町村長に届け出なければならない。

第八条 八条 市町村長は、(報告の徴取) 必 要があると認めるときは、 所有者に対し、 保存樹又は保存樹林の現状につき報告を求めることができる。

町村長の助言等

第九条 市 町 村 長 は 所有者に対し、 保存樹又は保存樹林の 枯 損 \mathcal{O} 防 止 その 他その保存に関し必要な助言又は援助をすることができる。

 \bigcirc 芾 計 画 法 (昭和四十三年法律第百号)

(義)

13 12 2 分 第四条 第四条 略 にな お いて「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更を

2 地区計画等について第十二条の四 略 (地区計画等) ては、 地区計画等の種類、名称、 位置及び区域その他政令で定める事項を都市計画に定めるものとする。

行為の許

第二十九条 に応じて政令で定める建築物又は進都市計画区域内において開発行為 工地区画整理事業の施行として行う開発行為 工がつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為 正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行うもの 工がつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為 工地区画整理事業の施行として行う開発行為 大で街区整備事業の施行として行う開発行為 大で街区整備事業の施行として行う開発行為 大で街区整備事業の施行として行う開発行為 大で街区整備事業の施行として行う開発行為 大で街区整備事業の施行として行う開発行為 大で街区整備事業の施行として行う開発行為 大で街区整備事業の施行として行う開発行為 大で街区整備事業の施行として行う開発行為 大で街区整備事業の施行として行う開発行為 大で街区整備事業の施行として行う開発行為

九八七六五四

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第防災街区整備事業の施行として行う開発行為

いて行う 項 0 免許を受けた埋立地であつて、 まだ同法第二十二条第二項の告

示が な V Ł

に お

非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

略

に該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。)については、当該申請に係る開発行為が次の各号のいず心については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいず心に一つ。前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為(主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を

~十三

十 化 四 !区域内において行うことが| 前各号に掲げるもののほ・十三 略 困か、難 .難又は著しく不適当と認める開発行為、都道府県知事が開発審査会の議を経 て、 開 発区域の 周辺における市街化を促進するおそれ がなく、 カュ つ、 市

略前用 E項の規定による許可の基準は、第三十三条及び第三十四条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。R途の変更又は第一種特定工作物の新設五通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの第二十九条第一項第九号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、仮設建築物の新築

画

定 める農業振興 地 域 整備 計 \bigcirc

農業

振興

、地域の整備に関する法

:律(昭和四十四年法律第五十八号)

3 2

2 第八条

四の二 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項 関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整(農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。)に関する事項 関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整(農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。)に関する事項 二 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらで二の二 農用地等の保全に関する事項 二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項 という。)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

六 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事的かつ総合的な利用の促進と相まつて推進するもの 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の 効率

3 • 4

い。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。は増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならな第十五条の二 農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しく(農用地区域内における開発行為の制限)

一~七

2 •

す災害を発生させるおそれがあること。 一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼ

三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

\bigcirc 都市緑地法 (昭和四十八年法律第七十二号)

第四条 2 - 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。 画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画区域内において講じられるものを総合的(緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画) かつ計

三 次に掲げる事項のうち必要なも一・二 略

ロイ

特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの略

(2) (1) 第十七条の規定による土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項

3 \ 5

6 市 町村は、 基本計画に第二項第三号ロに掲げる事項を定めようとする場合においては、 当該事項について、 あらかじめ、 都道府県知事と協議

市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあつては、この限りでない。、その同意を得なければならない。ただし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都 市 以 下

7 • 8

○ 略
 ○ 略
 ○ 本
 ○ 本
 ○ 本
 ○ 本
 ○ 本
 ○ 本
 ○ 本
 ○ 本
 ○ 本
 ○ 本
 ○ 本
 ○ 本
 ○ 大
 ○ 本
 ○ と
 ○ で
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま
 ○ ま</li

(損失の補償

べき損失を補償する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合における当該処分に係る行為については、この限りでない。第十条 都道府県は、第八条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、 通常生ず

<u>·</u> :

3・4 略

、又は第八条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為が当該緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。、又は第八条第一項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な限度において、当該職員をして、緑地保全地域内の土地若しくは建物内に立ち入らせを承継した者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
第十一条 都道府県知事は、緑地保全地域内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第八条第二項の規定により(報告及び立入検査等)

一 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するも第十二条 都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。(特別緑地保全地区に関する都市計画)

二神社、 寺 院等の 建 造物、 遺跡等と一体となつて、 又は伝承若しくは風俗慣習と結びつ いて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するも

- 次 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること。風致又は景観が優れていること。のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境をな を確保するため 必 要なも
- 略ロイ

2

第十四 地保全地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでなと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑沢十四条(特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高い(特別緑地保全地区における行為の制限)

建築物その他

土地の開墾、土石の採取、鉱物の一の工作物の新築、改築又は増築

五四三

都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、1 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの1 水面の埋立て又は干拓 | 木竹の伐採 | 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 同 項 0 可

3 都道府県知事は、してはならない。 項の 許可の申請があつた場合において、 当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、 許可に期限その 他 必要な条件

その

匹

通 知

都道府県知事に協議しなけれ、第一項の許可を受けること

第十五条 第九条の規定は、前条第一の復命令等についての準用) 前条第一 項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により 許 可に付された条件に違反した者がある場合に 0

「特別緑地保全地区」と読み替えるものとする。 第十条第一項第一号及び第二号中「第八条第一項の届出」とあるのは「第十四条第一項の許可の申請」と、同号ロ中「緑地保全地域」とあるのは『十六条 第十条の規定は、第十四条第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合について準用する。この場合において、

第十七条 、第三項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買い入れるものとする。受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があつた場合においては予十七条 都道府県は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第十四条第一項の許可を 米 都道府県は、地の買入れ)

2

3

略

り、その一部を補助することができる。 地の買入れ並びに市町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れに要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところによ三十一条(国は、都道府県が行う第十六条において読み替えて準用する第十条第一項の規定による損失の補償及び第十七条第一項の規定による土

第三十一条

(国の補助)

地域に関する都市 計

第三十四条 略

2 度を定めるものとする。)をいう。以下この章及び第七章において同じ。)の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑化率」という。)の最低限設けられるものに限る。)をいう。以下この章及び第七章において同じ。)の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑化率」という。)の最低限のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外にのための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に、緑化地域に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、建築物の緑化施設(植栽、花壇その他の緑化

3

\bigcirc 行政手続法 (平成五年法律第八十八号)

第十五条(聴聞の 掲げる事項を書面により通知しなければならない。
『十五条』行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をお(聴聞の通知の方式) 1 て、 不利益処分の名あて人となるべき者に対

- 拠となる法令の
 - 四三

所 在

2 . 3

 \bigcirc 共同 溝の整備等に関する特別措置 (平成七年法律第三十九

3

 \bigcirc 景 法 (平成· 十六年法律第百十号)

観計

2~10 略

2